

違反建築防止週間

基準を守り、適正な工事を

10月15日(火)～21日(月)は、「違反建築防止週間」です。

建築基準法では、建物の安全性を確保し、私たちの生命や健康、財産を守るために建物の敷地や構造などに関するさまざまな基準を定めています。

建物を建てる場合は、建築基準法などの法令で定める基準や手続きを守り、適正に工事を進めましょう。

また、工事が完了したときは、その建物が法令に基づき安全なものであるか検査を受ける必要があります。



があります。この機会に、建物が法令に適合しているか建築士に相談するなどの点検を検討してみましょう。

問都市整備課管理班

☎73・0091



放置された空き家

〔出典 国土交通省「空き家の現状と問題について」〕

空き家を放置すると、壊れた破片などが飛散して通行人がけがをしたり、周辺家屋に損害を与えたりする他、不法投棄の温床になるなど周囲に悪影響を及ぼします。

地域内に管理されていない空き家があり、周囲に危険を与えているまたはその恐れがある場合は、下記までお知らせください。

市で現地調査・所有者調査を実施し、所有者に対して、助言や情報提供を行います。

問都市整備課管理班 ☎73-0091

空き家の情報提供をお願いします

チームを組んでポイントを巡ろう

11/3 市民オリエンテーリング大会

地図とコンパスを片手に、天神山公園周辺の野山を巡ります。当日参加も可能です。

◆日時
11月3日(日) 9時開始
※受け付けは八日市場公民館で8時から。

◆対象
市内在住・在勤・在学者のグループ(1チーム2～5人)

◆実施クラス
小学生、中学生、高校・一般の男女、ファミリー

◆競技方法
天神山パーマナントコース(距離はクラス別に3～8km)を使用。全チェックポイントを回った時間で順位を付けます。
※雨天中止。実施判断は当日の7時～7時30分に八日市場公民館(☎72・0735)へ。

問生涯学習課生涯学習室
☎67・1266

11/10 災害に備えて、自宅を耐震化建築士による相談会を実施

大規模な地震はいつ起きるかわかりません。市では災害に備えるため、建築士による木造住宅の耐震化に関する無料相談会を行います。

日時…11月10日(日) 10時～14時
場所…そうさ農業まつり会場
対象…昭和56年以前に新築した木造住宅に居住する市民
定員…10組程度
申し込み…10月31日(木)までに下記まで

問都市整備課管理班 ☎73-0091

親子休日チャレンジ講座

しめ縄リース作り参加者募集

縁起物のしめ縄を使ってリースを作り、自分好みに飾り付けましょう。10月19日(土)までに下記まで申し込んでください。



手作りのしめ縄リースを飾ろう

◆日時
12月7日(土) 9時30分～11時30分

◆場所
生涯学習センター

◆対象
小学校1年生以上の親子または家族

◆定員
15組(申し込み順)

◆費用
300円(材料費)

問生涯学習課生涯学習室
☎67・1266

収穫後も継続的な対策を

ジャンボタニシ（和名・スクミリンゴガイ）による水稲への被害が拡大しています。難防除生物であるため、収穫後も継続的な防除を行い、来年以降の被害を最小限に抑えることが大切です。

《石灰窒素の散布》

水温が15℃以上の時期に湛水し、1～4日後に石灰窒素（農薬登録のあるもの）を10a当たり20～30kg散布して、3～4日放置します。

※石灰窒素は魚介類に影響を与えるので、河川や養殖池などに流出、飛散しないように注意してください。

なお、卵は空気中でしかふ化



ジャンボタニシの卵塊

できないため、卵塊を水中に落とすと駆除できません。なお、寄生虫がいる恐れがあるため、素手で触らないでください。

問 産業振興課農政班 ☎73・0089、海匝農業事務所改良普及課 ☎62・0334

「そうさ創業塾」を開講

経営・財務・人材育成・販路開拓の知識習得を目指す「そうさ創業塾」を開講します。事前に下記まで申し込んでください。

対象：市内での創業希望者、創業間もない人（創業後5年以内）

定員：15人（申し込み順）
期間：10月27日～11月24日の毎週日曜日（全5回）

時間：14時～17時

◆受講者への支援
受講者には、市が発行する証

◆個別相談を実施

創業塾受講者を対象に、中小企業診断士による個別の相談会を開催します。

日時：12月7日（土）・8日（日）の両日13時～17時

申問 市商工会 ☎72・2528

適正管理で水をきれいに 浄化槽の清掃と水質検査

浄化槽は、定期的に清掃（汚泥引き抜き）を行わないと、槽内に汚泥などがたまり、悪臭の発生や河川などを汚染する原因となります。

浄化槽の機能を維持するため、1年に1回以上の清掃と、県指定の検査機関による1年に1回の水質検査が法律で義務付けられています。各家庭で東総衛生組合の許可を受けた清掃業者または法定検査機関に依頼して、適切な管理を心掛けましょう。

《浄化槽の相談窓口》

●保守点検・清掃に関して

一般社団法人千葉県環境保全センター ☎043-245-4222

●設置工事に関して

一般社団法人千葉県浄化槽協会 ☎043-246-2355

●法定検査に関して

公益社団法人千葉県浄化槽センター ☎043-246-6283

浄化槽清掃許可業者

| | |
|-----------------|----------|
| 株式会社トーソーエンバイテック | ☎72-4231 |
| 有限会社銚子浄化槽管理センター | ☎73-3840 |
| 株式会社加藤設備 | ☎63-8277 |
| 株式会社旭住宅 | ☎63-8150 |
| 旭衛生センター株式会社 | ☎63-9551 |
| 有限会社いしげ水質管理センター | ☎63-2282 |
| 株式会社五十嵐商会海匠営業所 | ☎84-1119 |
| 有限会社光クリーンセンター | ☎84-2244 |
| 有限会社ユート・アメニティ | ☎84-3270 |

問 環境生活課環境班 ☎73-0088、東総衛生組合 ☎62-0794

家庭で余っている食品を募集

フードドライブを実施します

「フードドライブ」とは、家庭で余っている食品を持ち寄り、地域の福祉関連施設やフードバンクに寄付する活動です。寄贈された食品は「フードバンクちば」を通じて、福祉関連施設や生活困窮者に届けられます。ご協力をお願いします。

期間…10月31日（木）まで ※受け付けは土・日曜日、祝日を除く9時～17時。

場所…市社会福祉協議会事務局（野栄福祉センター1階）

対象品…次の条件を満たす、①缶詰 ②レトルト食品 ③米（30年産米以降）④麺類 ⑤菓子 ⑥飲料（アルコール類を除く）⑦調味料など

【条件】○賞味期限が明記され、かつ期限が2か月以上あるもの ○常温で保存が可能なもの ○未開封であるもの ○破損して中身が出ていないもの

※詳細はフードバンクちばのホームページ（<http://foodbank-chiba.com>）をご覧ください。

問 市社会福祉協議会 ☎67-5200